

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

令和7年2月25日

近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 宮川 仁

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、大戸川ダムにおける常用洪水吐き、非常用洪水吐き、堤趾導流壁、減勢工における水理上の課題について、水理模型実験により放流能力や流況の確認を行い、最適な放流設備の配置形状を提案するものである。

本業務の履行にあたっては、大規模かつ特殊な実験設備が必要であり、実験結果の評価・分析等には高度な技術力が必要である。

のことから、本業務の実施にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、本業務への参加意思及び当該業務に必要な要件を満足することを確認する書類(以下、「参加意思確認書」という。)の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合もしくは、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な要件を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 大戸川ダム放流設備水理検討業務
(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

大戸川ダムにおける常用洪水吐き、非常用洪水吐き、堤趾導流壁、減勢工における水理上の課題について、水理模型実験により放流能力や流況の確認を行い、最適な放流設備の配置形状を提案するものである。

(主な業務内容)

- | | |
|---------------|----|
| 1) 実験計画 | 1式 |
| 2) 模型設計 | 1式 |
| 3) 模型作成 | 1式 |
| 4) 模型実験及び資料整理 | 1式 |
| 5) 映像記録 | 1式 |
| 6) 総合検討 | 1式 |
| 7) 報告書作成 | 1式 |

- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年9月30日

3. 応募要件

- (1) 基本的要件

参加意思確認書の提出者は、下記1)に掲げる資格を満たしている単体企業、同一の

組合又は下記 2)に掲げる資格を満たしている同一の設計共同体であること。

1) 単体企業（組合を含む）

- a) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 98 条において準用する第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。
- b) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付の受付期間中において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。なお、令和 7 年 4 月 1 日時点において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度当該希望業種に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
- c) 近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- d) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- e) 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長から当該業務の説明書及び設計図書等の交付を受けた者であること。

2) 設計共同体

上記 1)a) から e) まで（ただし、上記 e) については設計共同体の構成員のうち一者が満たしていればよい。）に掲げる条件を満たしている者より構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年 1 月 29 日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

本業務の技術的要件等を兼ね備えている特定の者又は参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと。

(3) 技術力に関する要件

- 1) ダム水工に関する高度な専門知識を有していること。
- 2) ダム放流設備等の水理模型実験の実施に関して、実験内容の企画や実験手法の決定、実験の品質管理を適切に行うための幅広い知識を有していること。
- 3) 本業務では、以上の専門知識や知見を踏まえ、以下の能力を有する者であることを確認する。
 - ア) 洪水調節ダム等を対象とした水理模型実験及びその評価・分析の結果の妥当性を適切に判断できる能力。
 - イ) ダムの設計施工全般に関する専門知識を有し、安全性に関する提案ができる能力。

なお、令和 4・5 年度に完了した土木関係建設コンサルタント業務のうち、国土交通省（港湾空港関係を除く）発注及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注のテクリス平均業務成績が 60 点以上であること。ただし、100 万円以上の国土交通省（港湾空港関係を除く）発注業務及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係を除く）発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

(4) 設備・システムに関する要件

- 1) 縮尺 1/30 程度の大戸川ダム全体模型が設置でき、円滑な実験が可能な屋内水理実験場を有し、実験に必要な給水設備を有すること。

具体的には、風雨の影響を受けない屋内に、縮尺 1/30 程度の全体模型の設置にあた

って 22m 以上×10m 以上の模型設置スペースが確保でき、385 リットル／秒までの給水が可能な設備を有する水理実験場であること。

以上の給水設備については、流量が安定した状態で連続して運転可能なポンプ設備を備えていること。

- 2) 給水施設及び流量制御施設は、誤差は 1 %以内で流量の制御が可能で、年 1 回以上検定されたものであること。
- 3) 正確な水理現象の把握が可能な計測機器として、0.1mm 単位で計測可能な水位計、貯水池内の微流速及び合流部下流の高速流の測定が可能な流速計及び 1mm 単位で水頭の計測が可能な圧力計を有し、当該水理模型実験に設置可能のこと。なお、これらは年 1 回以上検定されたものであること。
- (5) 業務執行体制に関する要件
 - 1) ダム水工に関する高度な専門知識を有するとともに、流水型ダムの水理模型実験の実施に関する幅広い知見を有する技術者を配置できること。
 - 2) ダムの設計施工全般に関する各種基準等の設定背景や根拠を熟知し、適切な技術的判断やマネジメントが可能な技術者を配置できること。
- (6) 配置予定技術者に対する資格要件

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、手持ち業務の状況、担当した業務の成績の要件を満たす者であること。

なお、プロポーザル方式による技術提案書の提出にあたり、参加意思確認書に記載された配置予定技術者の変更を認めない。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒520-2144 滋賀県大津市大萱1-19-32

国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 総務課

電話：077-545-5675

Mail : kkr-ekimu-31@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間 公示日から令和7年3月7日（金）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、9時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分まで。
- 2) 申込先及び交付場所 上記4.(1)と同じ。

- 3) 交付申込期限 令和7年3月7日（金）12時00分まで

- 4) 交付方法 電子記録媒体（CD-R等）を持参することにより、電子データにて交付する。

なお、説明書交付希望者は上記4(1)の担当部局へ事前に連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び方法

- 1) 提出期限：令和7年3月7日（金）12時00分まで

- 2) 提出場所：上記4(1)の担当部局同じ

- 3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便等記録が残るもの）による

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)と同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限 令和7年3月28日（金）12時00分

- (4) 上記3(1)(1)(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記4(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本業務は、令和7年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものであり、予算成立の事情により取りやめる場合がある。なお、暫定予算となった場合は、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは、本予算成立までの間について、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分等に相応する契約とする。
- (6) 詳細は説明書による。